

訪問ソシオエステティック利用契約書

〇〇〇〇（以下「契約者」という）と〇〇〇〇（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から訪問によるソシオエステティック（以下「訪問ソシオエステ」という）の提供を受け、それに対する料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。
両面印刷が可能な場合は裏面に訪問ソシオエステの内容を記入してください。両面印刷ができない場合は「裏面」を「別紙」に変え製本・押印等してください

第1条 事業者が契約者に対して提供できる訪問ソシオエステの内容は、裏面に定めるとおりとします。

第2条 本契約の有効期間は、契約締結日から起算し1年間とします。ただし、期間満了の30日前までに契約者または事業者から解約の申し出がない場合、同一の内容で自動的に1年間更新するものとします。

第3条 訪問ソシオエステの料金は、1回の訪問につき〇〇分〇〇〇〇円（消費税込）とします。なお、利用時間を延長する場合は、〇〇分毎に〇〇〇〇円（消費税込）を加算します。

2. 交通費等の諸経費については、1回の訪問につき別に定める額を料金に加算します。
3. 本契約が解除その他の事由により途中で終了したときは、契約者は事業者に対して終了までになされた履行割合に応じた料金と回数に応じた諸経費を支払うものとします。

第4条 事業者は契約者との調整により、前月中に翌月の訪問ソシオエステの利用日、利用時間、内容について計画を作成することとします。なお、計画作成後、契約者から計画の変更について利用日前に申出をすることができますが、事業者の稼働状況により契約者の希望する日時に訪問ソシオエステの提供ができない場合は、他の提供可能日時を契約者に提示して調整するものとします。

2. 契約者から計画の変更についての申し出があり、事業者との調整を経ても訪問ソシオエステの提供ができなくなった場合、契約者は当該利用日に予定されていた諸経費を除いた料金の〇〇%を支払うものとします。
3. 利用日当日に契約者の都合により訪問ソシオエステの提供ができなくなった場合、契約者は当該利用日に予定されていた諸経費と、料金の〇〇%を支払うものとします。

第5条 事業者は毎月、月末に締め切った上で集計して料金の請求書を発行し、契約者は請求日から30日以内に現金または事業者の指定した銀行口座への振込により事業者に料金を支払うものとします。なお、銀行口座への振込手数料は契約者の負担とします。

第6条 事業者は、訪問ソシオエステを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

第7条 契約者は、本契約の有効期間中、契約終了を希望する30日前までに事業者に文書で通知をすることにより、本契約を解約することができるものとします。

2. 契約者からの解約の通知により、作成済の訪問ソシオエステの計画に変更が生じる場合、第4条に基づく計画の変更の申し出と同様に取り扱います。

第8条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

2. 契約者による利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. 契約者が、故意又は重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第9条 事業者は、契約者へ訪問ソシオエステの提供をするにあたり、事前に契約者の体質（治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無）及び体調を聴取し確認するものとします。契約者の体調・体質により、事業者は契約者への訪問ソシオエステの提供をお断りする場合もあります。

また、訪問ソシオエステの提供中、契約者は体調を崩したり、ケア箇所に異常が生じた場合は、直ちに事業者へその旨を伝えるものとします。この場合、事業者は直ちに訪問ソシオエステの提供を中止します。

2. 事業者は、訪問ソシオエステの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、契約者に対してその損害を賠償します。

第10条 本契約に定めのない事項または契約上の疑義については、契約者と事業者の協議により解決するものとします。

2. 本契約に関する一切の紛争は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約の証として、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

住 所

氏 名

印

事業者

住 所

会社名

代表者名

印